

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

刑企第39号
 (生企、交企、備一)
 令和5年11月14日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用について

第211回国会において、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）が成立し、令和5年5月17日に公布され、改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）のうち、公判期日への出頭等を確保するための罰則に係る規定（以下「罰則規定」という。）、保釈等をされている被告人に対する報告命令制度に係る規定及び裁判の執行に関する調査手法の充実化に係る規定等については、同年11月15日に施行される。

改正法の趣旨等については、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布について」（令和5年6月2日付け刑企第6号）により示されたとおりであるが、各所属においては、下記の点に留意し、関係規定の適切な運用を推進されたい。

記

1 罰則規定の運用時の留意事項

(1) 罰則規定

罰則規定とは、保釈等をされた被告人等の制限住居離脱罪（法第95条の3及び第208条の4）、保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪（法第278条の2）、保釈等の取消し・失効後の被告人等の出頭命令違反罪（法第98条の3、第208条の5及び第343条の3）、勾留の執行停止の期間満了後の被告人等の不出頭罪（法第95条の2及び第208条の3）及び刑の執行のための呼出しを受けた者の不出頭罪（法第484条の2）をいう。

(2) 対応所属

罰則規定に係る刑事事件の捜査については、原則として、保釈等に係る事件の送致若しくは送付を行った警察署が行うこと。

なお、例えば、保釈等をされた被告人等の制限住居離脱罪（法第95条の3及び第208条の4）の捜査であって、制限住居が遠隔地であるなどの事情があるときには、制限住居の所在地を管轄する都道府県警察に対応を依頼するなど、刑事企画課が、必要に応じて対応所属を調整すること。

また、保釈等に係る事件が地方検察庁、高等検察庁若しくは最高検察庁（以下「地方検察庁等」という。）又は特別司法警察職員の所属機関により立件されたものである場合には、罰則規定に係る刑事事件の捜査については、原則として、発生地を管轄する警察署（原則として刑事部門。ただし、当該事件の被疑者の属性等を勘案して所属長が刑事部門以外の部門による捜査が適当と認める場合は当該部門）が行うこと。

罰則規定に係る刑事事件について、地方検察庁等により立件される場合にも、事案に応じ、協議の上、必要に応じて協力されたい。

この点、対応所属の選定に当たって考慮する罰則規定に係る刑事事件の発生地とは、保釈等をされた被告人等の制限住居離脱罪（法第95条の3及び第208条の4）については制限住居の住所地を、保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪（法第278条の2）、保釈等の取消し・失効後の被告人等の出頭命令違反罪（法第98条の3、第208条の5及び第343条の3）、勾留の執行停止の期間満了後の被告人等の不出頭罪（法第95条の2及び第208条の3）及び刑の執行のための呼出しを受けた者の不出頭罪（法第484条の2）については被告人等が出頭するよう指定された場所の所在地をそれぞれいうこととする。

（3）認知時の対応

地方検察庁等から罰則規定に係る刑事事件について窓口となる刑事企画課に相談がなされた際には、刑事企画課が、必要に応じて調整の上で適切な所属に引き継ぐこと。

引継ぎを受けた所属は、地方検察庁等から犯罪事実を疎明する資料等の提出を受けた上で、速やかに事件化を図るなど適切に対応すること。

犯罪事実を疎明する資料等としては、例えば、保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪（法第278条の2）の場合には、召喚状の送達状況や被告人の不出頭時の状況、被告人への連絡時の状況及び被告人の生活状況等を示す資料等が考えられる。

この点、被告人等につき保釈等が取り消され又は失効した場合において、罰則規定に係る事件を立件して被告人等の身柄の確保を行う際には、通常、罰則規定に係る刑事事件の逮捕状によることが考えられるが、公判期日等の個別の事情によっては、収容指揮書等によることも考えられるところ、いずれの手続により身柄確保を行うかについて地方検察庁等と協議の上で行うこと。

また、警察署等が、被告人等の関係者からの相談その他の端緒により、罰則規定

に係る刑事事件について認知した際には、当該警察署等から刑事企画課に報告し、刑事企画課が必要に応じて調整の上で、保釈等に係る事件の送致担当所属に引き継ぐなどするほか、地方検察庁と連携して対応すること。

(4) 手配依頼への対応

地方検察庁から刑事企画課に警察庁情報管理システムへの自由刑とん刑者（収容状が発せられている自由刑とん刑者）又は逃亡被告人等（収容指揮書が発せられている逃亡被告人及び逃亡被疑者）の手配登録依頼がなされた場合には、「自由刑とん刑者及び逃亡被告人等手配登録通報の取扱いについて」（令和4年12月22日付け刑企第50号）に基づき、引き続き適切に対応すること。

2 その他の規定の運用時の留意事項

(1) 保釈者等の視察

検察官から警察署長に対し、その管轄区域内に居住する者について、保釈し、又は勾留の執行を停止した旨の通知がなされたときは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第253条等に基づき対応しているところであるが、改正法の施行により、法第95条の4による被告人から裁判所への報告内容等について、検察官を通じて情報共有がなされた場合においても、これらを踏まえ、適切に対応すること。

(2) 令状の執行

改正法の施行により、裁判の執行に関して、検察官又は裁判所若しくは裁判官が令状により差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証を行うことが可能となる（法第509条及び第511条）ところ、法第511条に基づく裁判の執行に関する差押え等については、法第513条第6項において準用する同法第108条第1項により、検察官の指揮等により司法警察職員等が差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状及び身体検査令状を執行することがあり得る。

検察官から令状の執行の指揮等を受けたときは、速やかに執行するなど適切に対応すること。

【本件担当】

刑事企画課 刑事部企画係

改正刑訴法の一部施行

～公判期日等への出頭等及び裁判の執行の確保～

刑事企画課

11月15日から施行となる罰則規定に係る刑事事件

- ① 保釈等をされた被告人等の制限住居離脱罪（刑訴法第95条の3及び第208条の4）
- ② 保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪（刑訴法第278条の2）
- ③ 保釈等の取消し・失効後の被告人等の出頭命令違反（刑訴法第98条の3、第208条の5及び第343条の3）
- ④ 勾留の執行停止の期間満了後の被告人等の不出頭罪（刑訴法第95条の2及び第208条の3）
- ⑤ 刑の執行のための呼出しを受けた者の不出頭罪（刑訴法第484条の2）

事案を処理する所属

【原則】

罰則規定に係る刑事事件の捜査は、保釈等に係る事件の送致等を行った警察署等が行う

【例外】

○制限住居が遠隔地だった場合

→刑事企画課を通じて、制限住居を管轄する警察署に依頼するなどの調整を行う

○検察庁、海保等の特別司法警察職員が立件した事件の場合

→原則として発生地を管轄する警察署が捜査を行う

捜査を行う課は刑事担当課が原則ではあるが、所属長が事案に応じて決める

※発生地とは

- ①の場合 → 制限住居の住所地
- ②③④⑤の場合 → 被告人が出頭するよう指定された場所の所在地

事件振り分けの流れ

【検察庁から相談がなされた場合】



※事件を処理する所属は、検察庁から、犯罪事実を疎明する資料の提供を受ける

※逮捕状を得て捜査するのか、収容指揮書等により身柄確保を行うのかは、検察庁と協議する

【警察署が罰則規定事件を認知した場合】

